

学校図書館における個人情報・ プライバシー保護

- 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」
(返却後、個人の記録が残らない)の再検討—

沖縄国際大学総合文化学部
助教授 山口真也

平成19年2月11日(日)
学校図書館問題研究会 第5回研究集会

研究の目的

- 学校図書館問題研究会が作成した「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」
- **5. 返却後、個人の記録が残らない。**
- 逐条解説によると、「利用後の個人記録が残る貸出方式は、誰が何を借りたか、読んだかが第三者に知られる恐れがあり、好ましくない。個人記録が残ることで、利用者に無用な不安や危惧を抱かせたり、利用(読書)意欲をなくさせることがあってはならない。
- 学校図書館は、**教育の名のもとに(中略)プライバシーを侵害**するなどの危険をはらんでいる。学校図書館も利用者の立場にたち、利用者を一個の人格と認めた対応をすべきである。貸出方式を考える際にもこの精神が生かされなければならない。

資料 — 学校図書館の貸出をのばすために —

のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件

逐条解説

1. 貸出中は、何を、いつまで、だれが借りているかがわかる。
2. 借りるとき、利用者が何も書かなくてすむ。
3. 貸出・返却の事務処理が容易である。
5. 返却後、個人の記録が残らない。

特に、授業間の休み時間での貸出など短時間で多数の事務処理が求められる場合や、貸出数が多くなってきた場合のことを考えると、この要件は欠かさない。

〈4.について〉

利用者の“読む自由、知る自由”のより積極的な保障の方法として、予約は貸出方式の中にも位置づけられなくてはならない。ここで特に、リザーブ(=返却待ち)について貸出方式の中で対応できなければならない。

貸出中の資料について予約がついた場合、貸出記録に何らかの方法でマークし、その資料が返却されたら、直ちに予約者に連絡し、迅速な資料提供(=貸出)をすることが求められる。

これによって、利用者の必要とする資料が確実に手許にとどくことで利用者の信頼を得、資料の効率的な回転をはかることが可能になり、より多くの利用を促すことができる。

〈5.について〉

学校図書館を利用する児童、生徒にも“読書の自由”は保障されるべきである。なぜなら“読む自由、知る自由”は極めて個人のプライバシーに属する事柄だからである。

利用後の個人記録が残る貸出方式は、“誰が何を借りたか、読んだか”が第三者に知られるおそれがあり、好ましくない。個人記録が残ることで、利用者に無用な不安や危惧をいだかせたり、利用(読書)意欲をなくさせることがあってはならない。

従って、学校図書館の貸出方式も、返却後は個人の記録が残らないことが望ましい。

〈最後に〉

学校図書館は、教育の名のもとに児童、生徒に不必要な労力を強いたり、要求を退けたり、プライバシーを侵害するなどの危険をはらんでいる。学校図書館も利用者の立場にたち、利用者を一個の人格と認めた対応をすべきである。貸出方式を考える際にもこの精神が生かされなければならない。

〈1.について〉

図書館では、蔵書について常にその全てが把握・管理できる状態ではなければならない。それは利用者管理ではなく、次の利用に備えるための資料管理である。

従って、図書館としては貸出中には、何を(資料の特定)、いつまで(返却期限の特定)、誰が(利用者の特定)借りているかということを確認することが必要である。これによって、①他の利用者からの照会に対する回答(貸出中か否か? 返却予定はいつか?)、②延滞時の督促 ③事故の際の処理 等を迅速に行うことができる。

このように、“何を、いつまで、だれか”は貸出の成立条件であり、どのような貸出方式を採用するにせよ、この三要素を無視しては貸出そのものが成立しない。

しかし、だれが何を借りているかは、プライバシーに関することであり、第三者に知られてはならない。

〈2.について〉

従来、学校図書館で多く採用されてきた貸出方式では、利用者が氏名・資料名・日付等をブックカードや個人カードに記入することが求められてきた。これらの方法は、利用者の側から考えると、貸出手続に時間をとり煩雑である上、記入事項が記録として残るといふ欠点を持っている。特に、小学校低学年の子どもには過度の要求である。また、記入することによる心理的負担もある。従って、貸出を伸ばすために利用者の負担が少ない方法が良く、何も書かなくてすむ方法が望ましい。

〈3.について〉

貸出・返却の事務処理が簡単、便利であれば、迅速に処理でき利用者の待ち時間は短縮される。その上、図書館業務の上からもトラブルやミスが少なくてすむ、より簡単な方法がよい。

このガイドラインは
現場で問題なく運用
されている?

発表・報告の流れ

「返却後は貸出記録を残さない」という理念は、
学校図書館現場ではどのように考えられているのか？

- 議論の整理：これまでの学校図書館研究での議論を整理し、学校図書館において「貸出記録を残さない」と考えられる理由、理論をまとめる。
- 調査結果の報告：現場の学校図書館員へのインタビュー調査を通じて、以下の2点を明らかにする。
 - ① 貸出記録の管理状況(貸出記録が返却後、残されていないかどうか？)
 - ② 貸出記録を返却後、残さないことについての現場の学校図書館員の問題意識(残さない方がよいか？)
- 問題提起：報告者が調査を通じて感じた疑問点、問題点について、学図研の会員の皆様の意見を聞く。



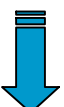
学校図書館でも貸出記録は返却時に消去すべきか？

小中高の学校図書館では貸出記録はどのように取り扱われている？

調査結果をふまえて、学図研ガイドラインの問題点を再検証

これまでの議論のまとめ①

貸出記録＝プライバシー、個人情報と考えられるようになるのは最近のこと？ 終戦直後～1980年代までは……

- 終戦直後の学校図書館設立運動の中では、子どもたちの読書記録が第三者に知られてはならない、という発想はほとんどみられない。むしろ、友だち同士で共有すべき情報であり、「クラス担任は**読書指導**や**生活指導**のために教え子の貸出記録をどんどん使うべきだ」という考えも積極的に展開される。教員による貸出記録の「検査」「検閲」を推奨する文献も。

- 『学校図書館の手引』(1948)では、読後に感想を求めたり、教員が子どもの読書を監督・監視したりすることによって、自由にのびのびと読書をするという雰囲気^①が損なわれることが指摘。しかし、その問題点は、児童生徒が感じる過度な負担や拘束に限定されており、対策として「監視されている」「読書記録を調べられている」という恐れや疑念を抱かせないようにしなければならないとある。

- 1979年、「図書館の自由に関する宣言」の改訂の際に、「利用者の秘密を守る」という項目が加えられるが、改訂作業の中で、学校図書館では貸出記録をもとに読書指導が行われるので、この項目は学校図書館にはなじまない、という議論があった。その結果、「すべての図書館に**基本的に**妥当するものである」という但し書きがつけられた、という説もある。

- 1970年代後半から1980年代半ばにかけて、学校図書館でのブラウン式の導入が議論されるが、大多数の学校図書館関係者はブラウン式の導入に反対し、
 - ① 貸出記録が残らなくなると個人別のきめ細かい読書指導ができなくなる、
 - ② 蔵書構成上、公共図書館のようにプライバシー保護は問題にならない、
 - ③ 教師と児童生徒は深い信頼関係を結んでおり、教師に貸出記録を知られることは特に問題にはならない、と主張。

これまでの議論のまとめ②

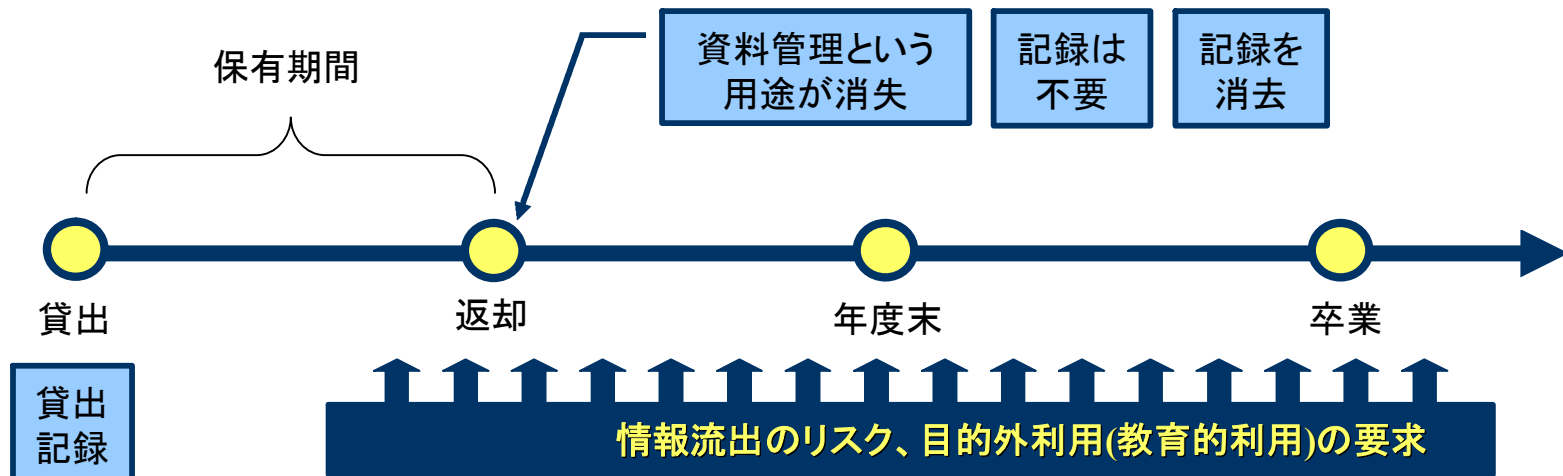
1980年代後半～1990年代前半にかけて、貸出記録と読書指導は切り離すべきだ、という意見が現れる。

- 1980年代後半から1990年代前半に、渡辺重夫氏、塩見昇氏らを中心に反論が展開。貸出記録はあくまでも貸出サービスのために集められた記録であり、それ以外の用途で利用してはならない。貸出記録の用途は「資料管理」に限定されるべきであり、「人の管理」に利用してはならない。
 - 個人の貸出記録が、読書指導、生活指導など、人物評価の材料として教育的に利用されたり、のぞき見られてしまう環境にあると、利用者は第三者の視線を気にしながら貸出をしなければならなくなり、読書における自由な雰囲気は損なわれてしまう。→**読書の自由の否定**
 - 学校では個人の読書傾向を把握することが必要な場面もある。ただし、
 - ① 個人の読書傾向は、貸出記録に頼らずに、直接的な交流によって入手できる。つまり、貸出記録を提供せずとも、教育活動は妨げられない。
 - ② 利用者は、学校図書館から借りただけで読まずに返却することもあるし、知人、公共図書館、書店から入手した本を読むこともある。つまり、貸出記録は、借りた本のリストに過ぎず、個人の読書興味や内心を把握するための資料としては十分ではない。
 - それでも教員が貸出記録を求めるとすれば、「読書ノート指導をしたくない」「声をかけても無視される」というように、教員の努力不足、教育実践上の「手抜き」。
 - 貸出記録の教育的利用については、自己情報のコントロール権を認め、了解の上で読書指導資料として利用すればよいというわけにはいかない。教師と児童生徒の関係は対等ではないため、①断りづらいという雰囲気が生じやすく、②断った場合、平等な指導がなされない、という問題が生じる。
- **図書館員が「読書の自由」を保障するという自らの存在理由を否定してまで、貸出記録を教育的に利用する必要はない。**

これまでの議論のまとめ③

貸出記録の用途が「資料管理」に限定＝ 貸出記録の保有期間もその用途に従って決定される

- 個人情報存在する限り、外部漏洩や目的外利用の危険性に晒される。情報管理のリスクを最小限に止めるためには、不要な情報は抱え込まないことが原則。→保有する必要がなくなった時点で消去すべき。
- 貸出記録の用途は「資料管理」。よって、貸出記録の保有期間は、資料管理という用途を終えた時点、つまり資料が無事に返却された時点までとするべき。学校図書館も同様。
- 「教育の名のもとでのプライバシー侵害」を禁止する学図研の「返却後、個人の記録が残らない」というガイドラインにもこうした考えが反映されていると思われる。
- 日本図書館協会の「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」(1984年)でも同様の考えが展開されている。



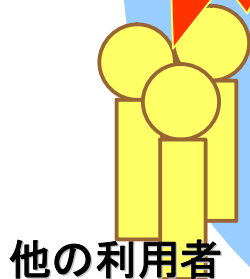
これまでの議論のまとめ④

問題が起こりやすい学校図書館だからこそ、貸出記録は返却後は残すべきではないということもできる。

②外部漏洩問題

1人職場・無人開館(恒常的な人手不足)

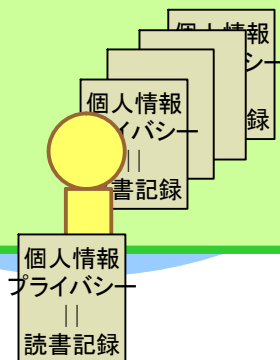
→ 外部漏洩が起こりやすく、かつ防ぎにくい



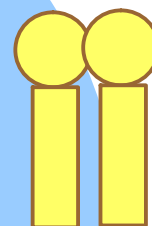
管理者不在
専門職不在

学校という空間

学校図書館



①目的外利用問題



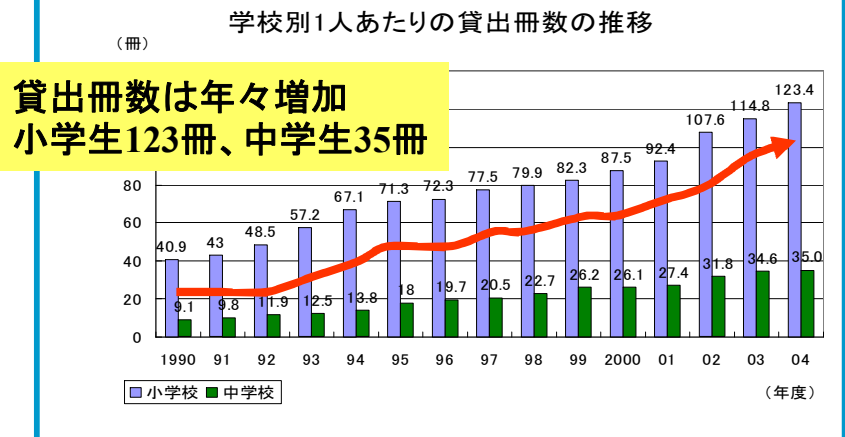
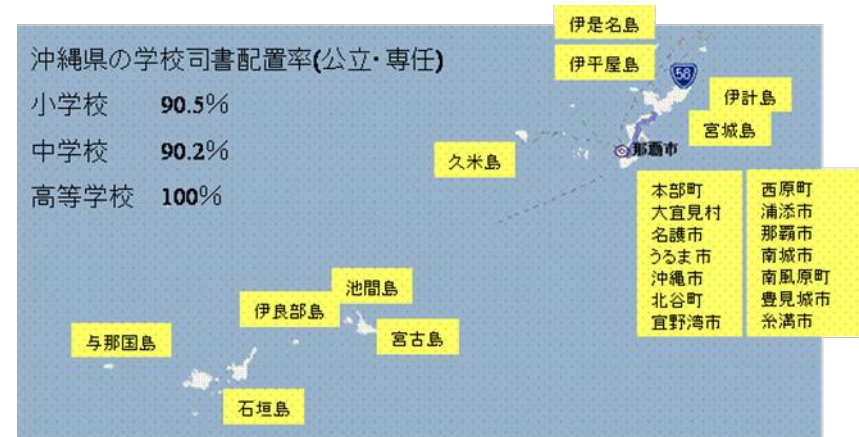
読書指導
生活指導

教育的要請

教育活動との緊密な関係・図書館員(司書)と教員の身分の違い・図書館としての独立性が認めらにくい
→ 目的外利用が起こりやすく、かつ防ぎにくい

インタビュー調査の方法

- 調査対象：全県的に専任、正規(全体の6~7割)、専門職員を配置し、「**学校図書館先進地域**」として知られる**沖縄県**の学校図書館員(学校司書を中心)140名(小学校61名、中学校46名、高校33名/県全体の約35%)
- 調査方法：2004年3月から2年間をかけ、1人30分~1時間程度のインタビュー調査を実施

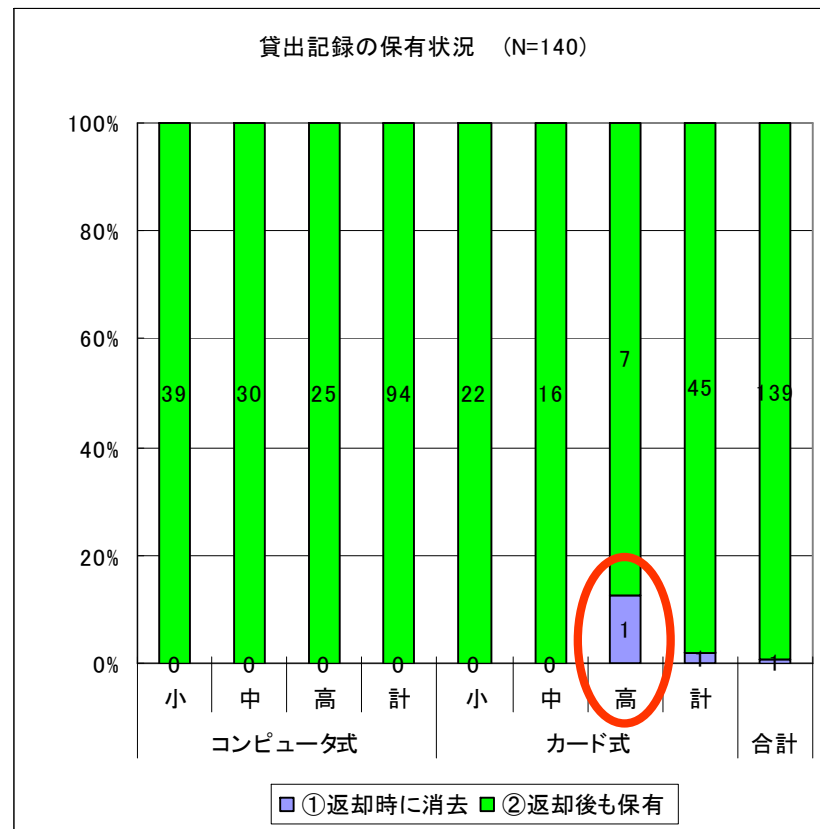


専任司書配置、盛んな読書活動など、理想的な運営がなされている沖縄県の学校図書館において、「返却後、貸出記録を残さない」という理念はどのように受け取られているのか？

貸出記録の消去・保有状況

貸出記録は返却後、残されていないか？

- コンピュータ式では、小中高全て返却後も記録を保有。貸出システムで個人別貸出履歴を参照できる機能もついている。(保有することが前提で設計されている？)
- カード式では、**高校1校のみブラウン式を導入**。この学校図書館の司書は、神奈川県での取り組みにも詳しく、問題意識が高い。
- ブラウン式を導入する学校図書館はもう1つあったが、学校図書館員が、貸出のたびに、個人ごとに分類別に集計。ブラウン式の意義が分かっていない？
- 記録保有期間は、司書個人で決定できるが、個人の取り組みだけでは広がっていかない様子が分かる。

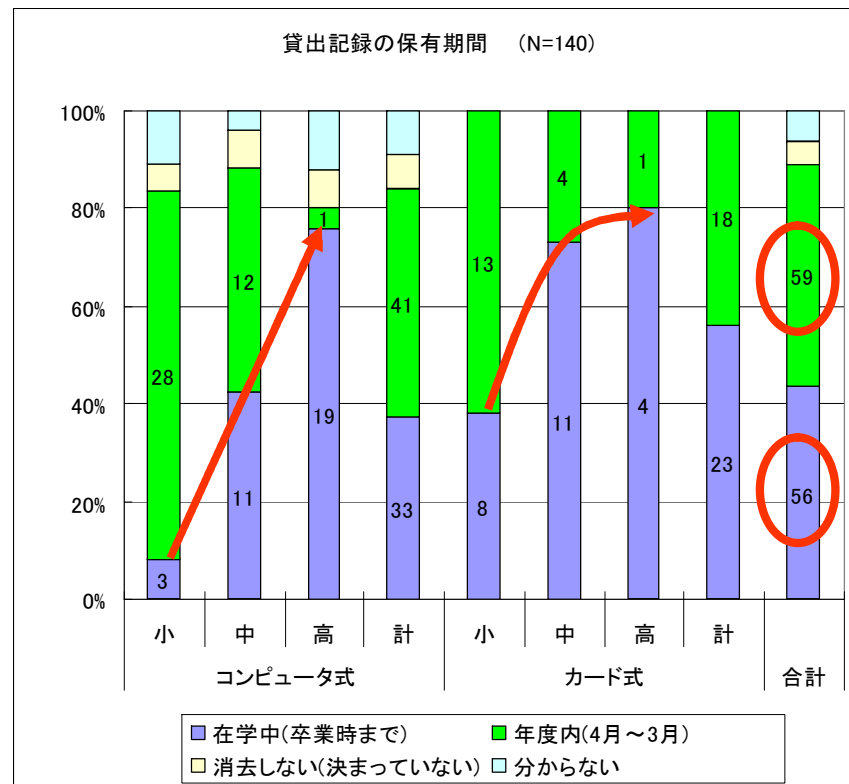


小中高いずれも、貸出記録は返却時に消去されていない

貸出記録の保有期間

貸出記録は返却後、いつまで保有されているか？

- 「在学期間中」と「年度内」がほぼ同数。
- 学齢が上がるにつれて保有期間が長くなる。管理するデータ、個人カードの量が学齢が上がるにつれて減少するためか？
- 過年度の個人カード、データのバックアップを消去せずに保有し続けているケースもある。→用途はあるの？

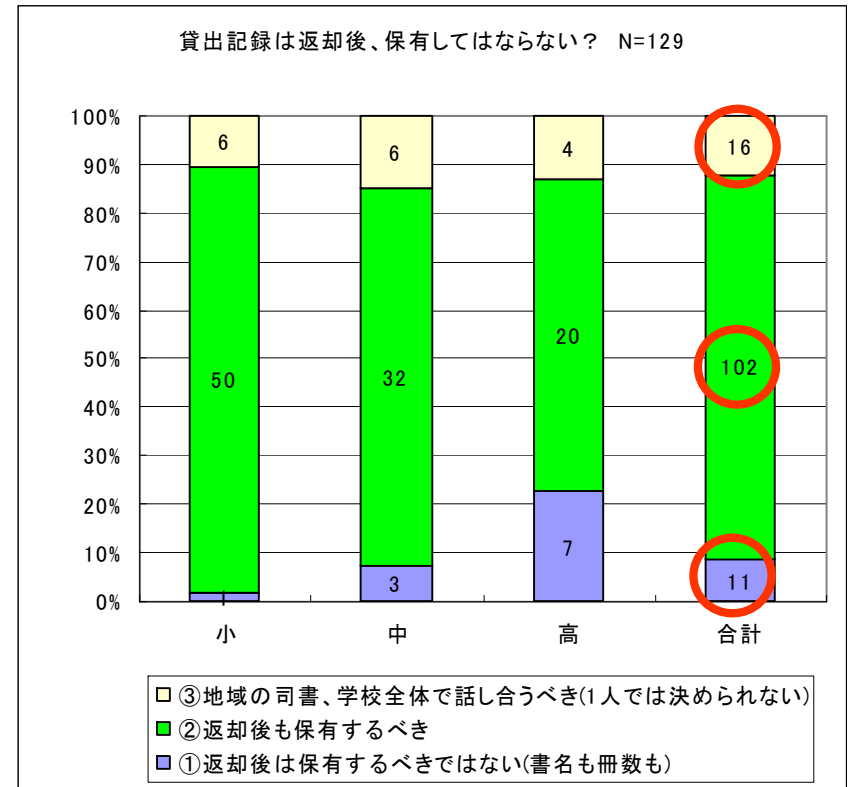


小中高いずれも、貸出記録は
長期間、館内に保有されている

貸出記録の保有期間の是非①

貸出記録は返却後、保有してはならない？

- 貸出記録を「返却時に完全に消去すべき」は**わずか11人、7.8%**
- これまで通り、貸出記録を返却後も「**全て保有すべき**」は**79.8%**
- 自らのキャリアの不足を理由に「自分が気づいていない用途が他にもあるかもしれない」ので「1人では決められない(地域の司書、学校全体で話し合うべき)」とする**慎重な意見も12.4%**

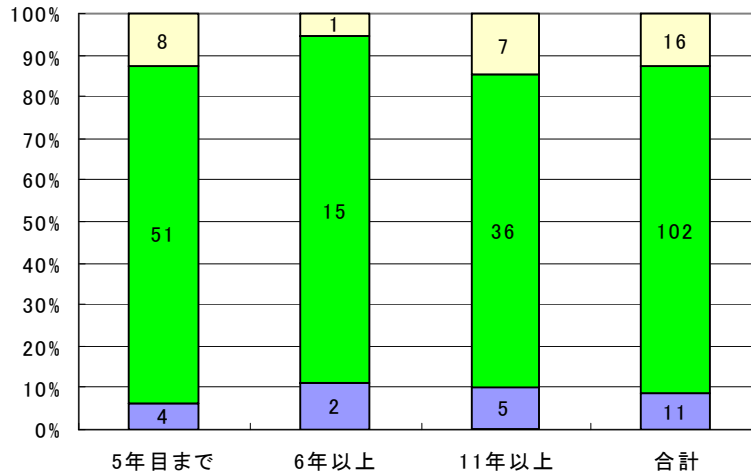


小中高いずれも貸出記録は返却後も消去できないと考えられている

貸出記録の保有期間の是非②

経験年数別、調査時期別にみても大きな変化はない

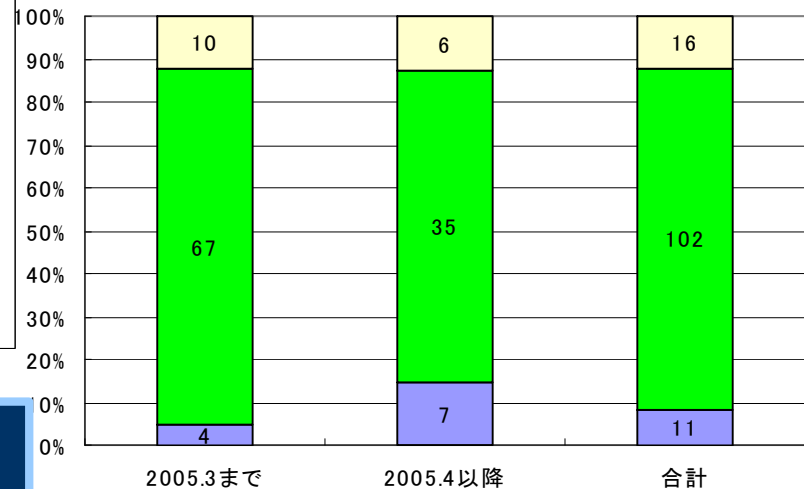
貸出記録は返却後、保有してはならない？
(勤務経験別) N=129



- ③地域の司書、学校全体で話し合うべき(1人では決められない)
- ②返却後も保有するべき
- ①返却後は保有するべきではない(書名も冊数も)

圧倒的多数が、貸出記録は返却後も残しておくべきと考えている！

貸出記録は返却後、保有してはならない？
(調査時期別) N=129



- ③地域の司書、学校全体で話し合うべき(1人では決められない)
- ②返却後も保有するべき
- ①返却後は保有するべきではない(書名も冊数も)

返却後の貸出記録の用途①

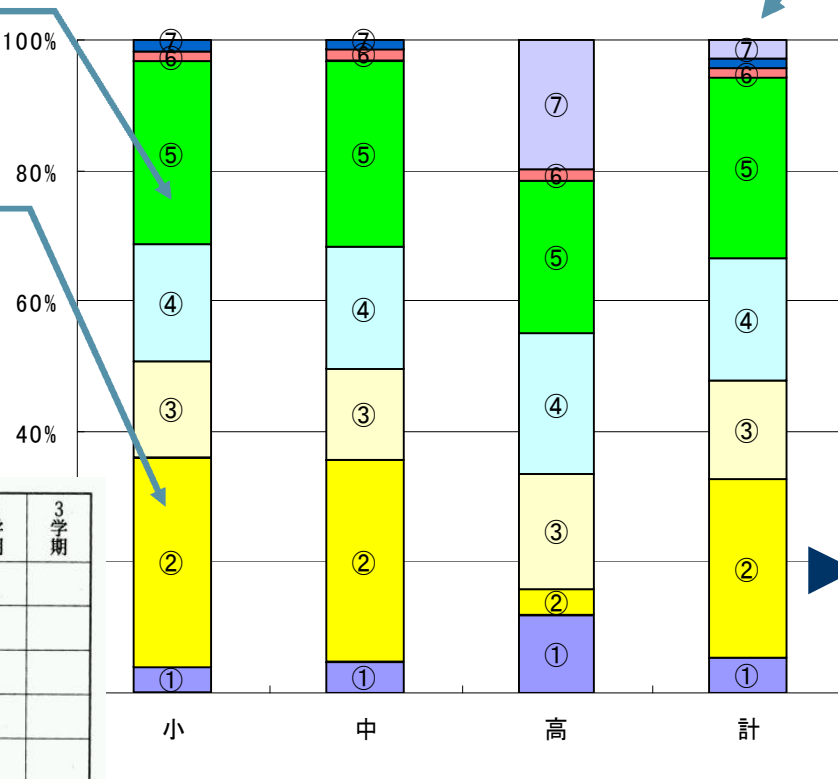
なぜ返却後も貸出記録を残しておくべきなのか？

⑤多読賞(優良読者賞を含む)を実施する

②読書指導資料としてクラス担任へ貸出冊数を定期的に報告(通知表に貸出冊数を記載)

- ⑥汚損破損状況を確認し、指導
- ⑦返却に関するトラブルへの対応
- ⑧特に使用していない

貸出記録の返却後の用途 (N=140)



小中学校では、冊数情報はクラス担任による読書指導資料として報告を求められており、残しておく必要がある

学校生活のようす	1学期	2学期	3学期
返事やあいさつが元気よくできる。			
話す人を見て、しっかり聞くことができる。			
よい姿勢で学習できる。			
学習用具を忘れずに準備することができる。			
家庭学習をきちんとすることができる。			
身のまわりの整頓ができる。			
当番の仕事ができる。(給食・そうじ・日直)			
進んで読書することができる。(図書館利用)	冊	冊	冊

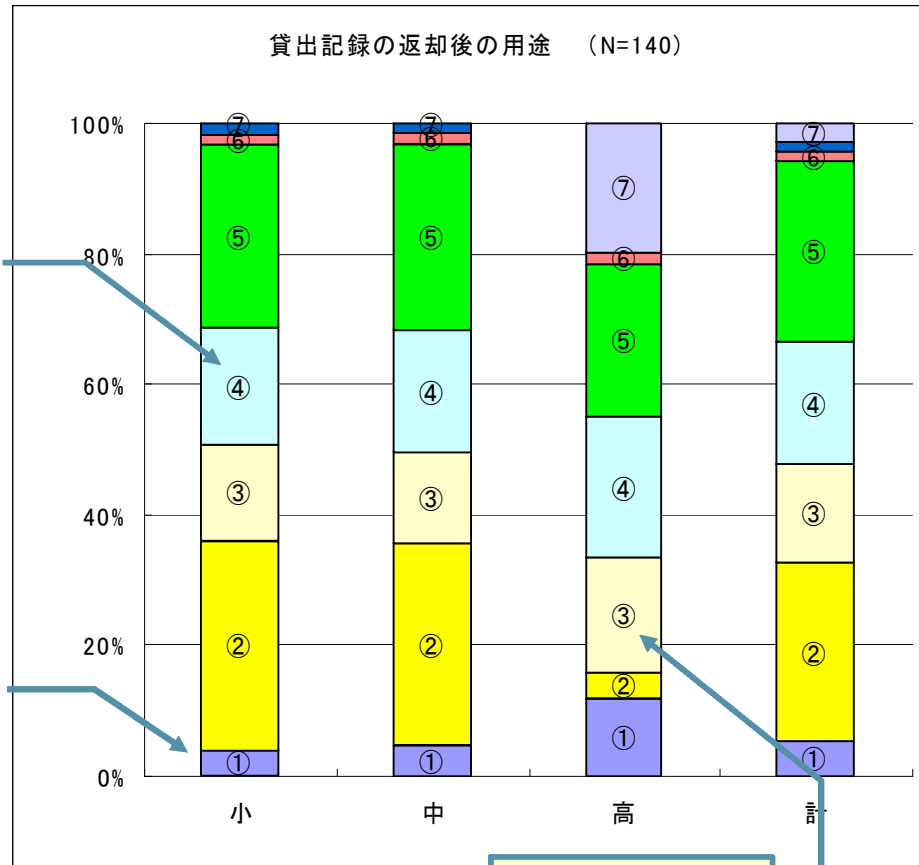
←小中学校の9割以上が貸出冊数を記載

複数回答可

返却後の貸出記録の用途②

なぜ返却後も貸出記録を残しておくべきなのか？

貸出記録の返却後の用途 (N=140)



読書ノート指導を行えばよいのでは？

読むこと＝書くことを強要すると、子どもたちは読書が嫌いになるので、現実には読書ノート指導は難しい。

学校図書館が利用者の代わりに貸出記録を管理し、適切な助言、指導を与えることで、記録を残すことの大切さを教えてあげればよい。利用者自身のために貸出記録を使うのであれば問題ない。

④ 児童生徒が自己の読書履歴を確認する
(何を借りたのか分からなくなったので教えて)

① 図書館員による読書指導の資料として活用する
(読書傾向を把握して本を紹介する)

③ 卒業時・年度末に記念に贈呈する

複数回答可

ガイドラインの検証

沖縄県の学校図書館だけが特殊な状況なのか？

- 沖縄県での調査によると、読書指導のために貸出記録を活用するべきであり、そのためには書名を含めて、貸出記録は返却するべき、という意見が多数を占める結果となった。つまり学図研のガイドラインは理解、実践されていない。
- 学校全体での読書教育と学校図書館との結びつきが強いほど、「読書記録を残すべき」という意見になる。
 - 読書推進法の施行を背景として、読書の意義が叫ばれている現在、貸出記録を読書指導に使用する学校図書館も今後増えてくるのでは？
- 小中学校も含めて全県的に正規司書を配置してきた沖縄県では、教員から求められて嫌々、貸出記録を提供するようになったというよりも、「学校教育に役立ちたい」という意識の下で、積極的に貸出記録を提供してきた、という状況も見えてくる。(恵まれた環境を維持するための手段として)
 - 非正規職員化が進む高校図書館や、学校司書の正規職員化を目指す地域の図書館でも同じような意識になってしまうのでは？



- なぜ、学校図書館の現場では、「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の「5. 返却後、個人の記録が残らない」は受け入れられないのか？
- ガイドラインを広めていくにはどうすればよいのか？

①ガイドラインが知られていない

②ガイドラインの趣旨は理解できるが、その必要性を実感できない

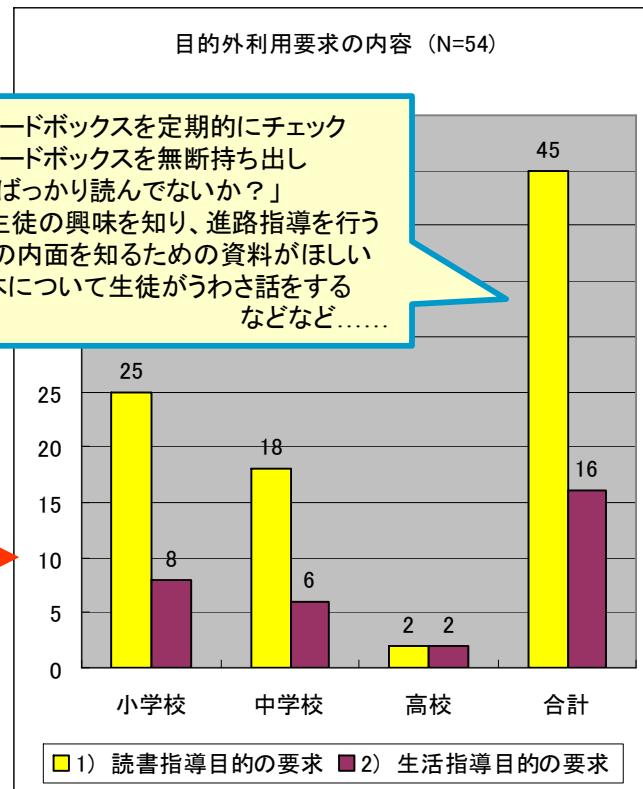
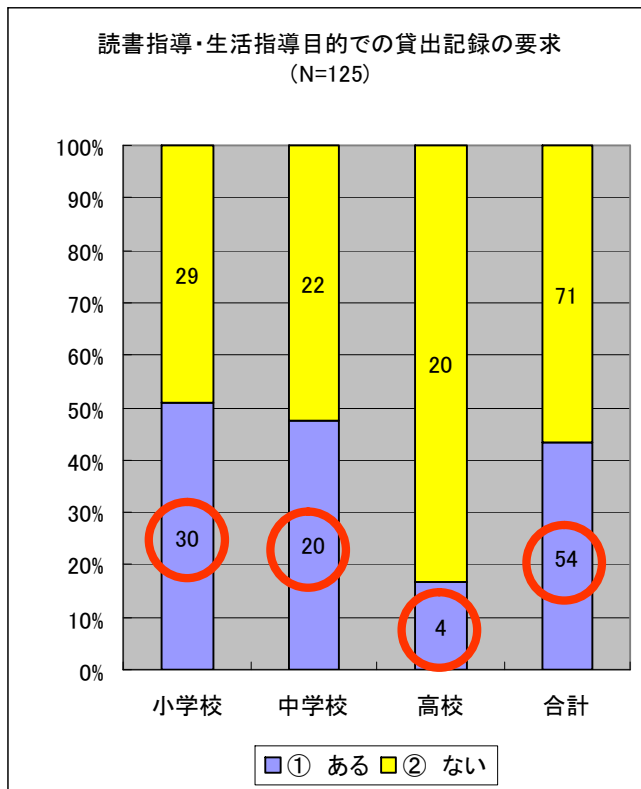
- 「のぞましい～」を知っていると答えた学校図書館員は1名のみ。(沖縄には学図研会員が少ない?)
- 読書指導のために教員に提供する情報は冊数情報のみ(多読賞・通知表への記載など)、
- 書名情報は本人が読書の歩みを振り返るために残している。
- 「誰も困っていないのに、わざわざ記録を残さないようにするのはかえっておかしい」「読書ノートをつけさせるなんて子どもがかawaiiそう」
- 学校では貸出記録を残すメリットが大きい。だから返却後も残しておくべき。



目的外利用、外部漏洩が起こりやすい体質をもつ学校図書館。本当に問題は起こっていないのか？

貸出記録の保有が引き起こす問題①

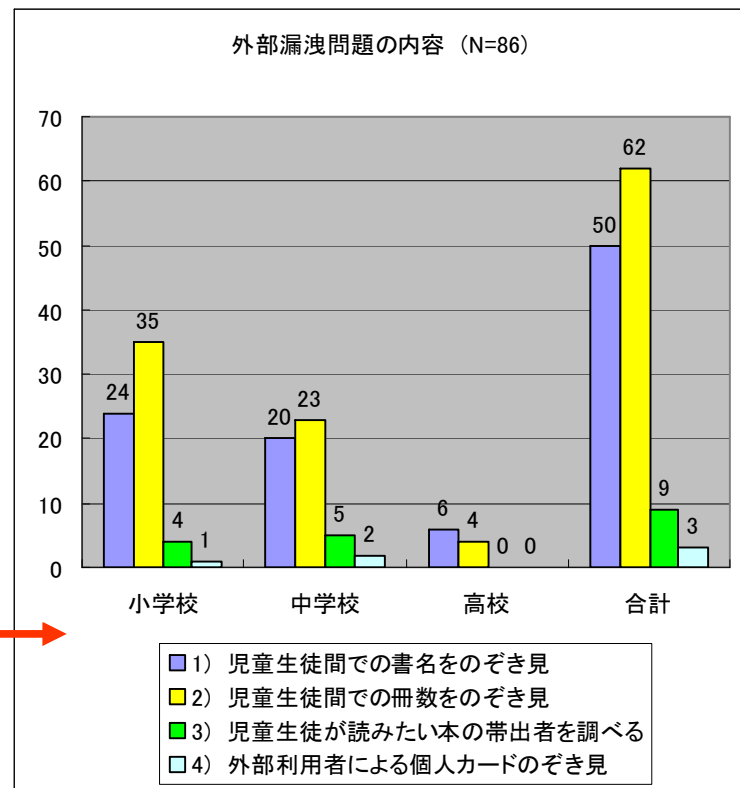
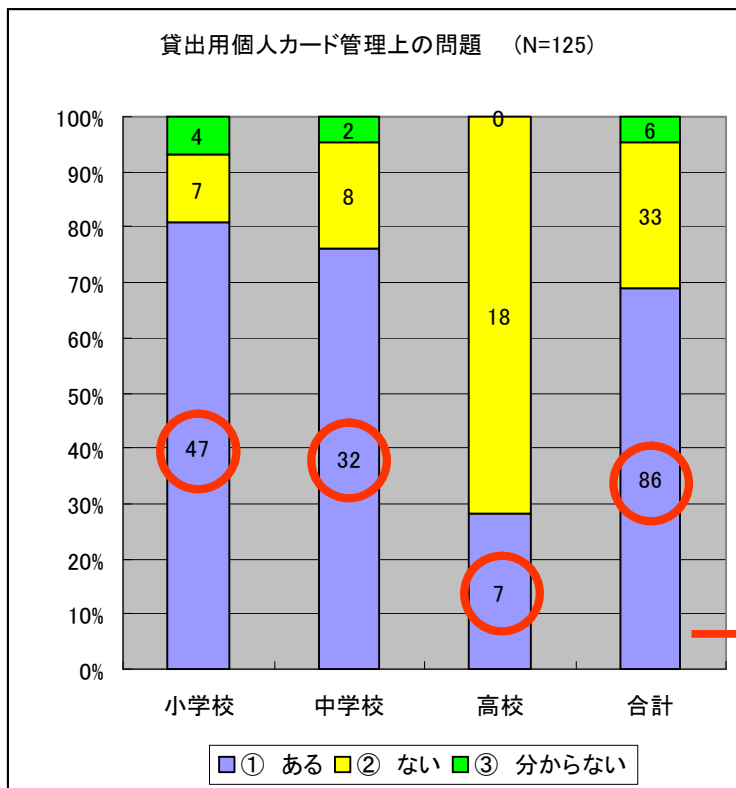
目的外利用問題は起こっているか？



小中学校では読書指導、生活指導(児童生徒の内心の把握)を目的として貸出記録を求められた経験を持つ学校司書が約半数。

貸出記録の保有が引き起こす問題②

外部漏洩問題は起こっているか？



小中学校では、児童生徒間での個人カード、貸出履歴ののぞき見が頻発。保護者によるのぞき見も一部の学校図書館で起こっている。

②ガイドラインの趣旨は理解できるが、その必要性を実感できない

- 外部漏洩、目的外利用問題は現実には起こっている(または起こりうる)のに、なぜ「今のままでよい」「問題はない」「誰も困っていない」(貸出記録を残しておいてよい)と考えるのか？
- 「あなたは学校図書館を知らない」
- 「学校図書館の資料は教師によって選択されているので、学校図書館の読書にはプライバシーはない」
- 「子どもたちは読書を秘密だと思っていない。貸出記録がプライバシー、個人情報だということは頭では理解できるが、学校図書館にいと実感できない」
- 「(小さな)子どもが自分の読書を“秘密”と感ずるのは異常。大人が知恵を付けているとしか思えない」
- 「低学年の子どもは、先生や友だちに自分の読書を見てほしいと思っている」(高校でも同様の発言あり)
- 「恥ずかしい本があるとしてもごく一部。館内で読めば記録に残らないので問題ない」

外部漏洩、目的外利用問題が起こっているとしても、誰も困っていないのだから、今のままでよい！

③「資料収集・提供の自由」が実践されていない？

なぜ読書＝秘密と実感できないのか？

実感できない状態を肯定してよいのか？

- 小学校では「中学校にはいろいろな本があるからプライバシー保護は大切だが、小学校には大した本はないので、考えなくてもよい」、中学校では「高校にはいろいろな本があるからプライバシー保護は大切だが、中学校には問題になるような本はないので考えなくてもよい」……
- 学校図書館の読書に「秘密」が含まれているという実感は、「いろいろな本が集められている」「自由に提供(貸出)されている」という実践の下で初めて成り立つ。
- 読むことが恥ずかしいと感じるような本が集められていて、「貸出」によって利用できる権利が保障されていなければ、読書を秘密と実感できないのは当然。
- 「資料収集・提供の自由」に対する考えが学図研会員とは大きく異なるのでは？
- 単に、「貸出記録を残すか、残さないか」という問題として捉えるのではなく、資料収集・提供の自由の実践に関わる問題として捉える必要がある。

④ガイドラインに曖昧な部分がある？

学図研会員でも解釈に差異があるのでは？

- 学図研会員がリーダー的な活躍をしている地域では、コンピュータ内部の読書履歴を利用者権限では閲覧できなくしたり、督促の際に書名を見えないように担任に渡すなどの工夫も。プライバシー意識はあるが、「返却後、貸出記録が残らない」ことの必要性は理解されていない。
- 学図研会員が働く他府県の学校図書館をいくつか調査したところ、コンピュータ式において、公共図書館のように貸出記録を返却時に消去しているという実践例は聞いたことがない。ブラウン式を導入していた学校図書館が、コンピュータ式に移行する際に、記録が残る方式になってしまうケースも多い。

なぜ？

- 現在のガイドラインでは「返却後、残らない」としか書かれていない。「残らない」というのは、カード式を想定した表現であり、コンピュータ式を連想しづらい。
- ガイドラインには、「**教育の名の下に、プライバシーを侵害する**」ということが問題視されており、「貸出記録を残さない」というルール背景に、貸出記録を読書指導目的で利用することに対する問題意識があったと思われるが、読書指導や生活指導といった具体的な用語が出てこない。
- こうした曖昧な表現が、「貸出記録を返却後、残さない」ことは、貸出記録の外部漏洩問題が起こりやすいカード式の頃のルールであり、外部漏洩を技術的に防ぐことができるコンピュータ式とは無関係だ、という誤解を生んでいる？

④ガイドラインに曖昧な部分がある？

「残さない」だけでなく「消去する」
外部漏洩問題だけでなく、目的外利用問題にも触れる

- 日本図書館協会(1984年)の「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」によると、
- 「資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」
- 「貸出しに関する記録は、資料を管理するためのものであり、利用者を管理するためのものではないことを前提にし、個人情報外部に漏れることのないコンピュータ・システムを構成しなければならない」
- コンピュータ式でも貸出記録を消去すべきであること、読書指導を目的とする貸出記録の要求に対するスタンスなどもはっきりと記したガイドラインに作り替えていくべきでは？

貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス(D) <http://www.soc.nii.ac.jp/jla/privacy/kasidasih.html> 移動 リンク

貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準

(一九八四年五月二五日社団法人日本図書館協会総会議決)

私たちは「図書館の自由に関する宣言 一九七九年改訂」において、「図書館は利用者の秘密を守る」ことを誓約した。さらに、一九八〇年五月に採択した「図書館員の倫理綱領」においても、このことを図書館員個々の共通の責務として明らかにした。

近年、各図書館においてコンピュータがひろく導入され、貸出業務の機械化が進行している。これに伴って他の行政分野におけると同様、個人情報もコンピュータによって記録・蓄積されることに、利用者の関心が向けられつつある。

コンピュータによる貸出しに関する記録は、図書館における資料管理の一環であって、利用者の管理のためではないことを確認し、そのことに必要な範囲の記録しか図書館には残さないことを明らかにして、利用者の理解を得るよう努めなければならない。さらに、コンピュータのデータは図書館の責任において管理され、それが目的外に流用されたり、外部に漏らされたりしないこと、そのために必要な方策を十分整理することがぜひ必要である。

コンピュータ導入は、大量の事務処理を効率的に行う手段であって、この手段をいかに運用するかは図書館の責任である。いかなる貸出方式をとるにせよ、利用者としては国民の読書の自由を守ることが前提でなければならないことを再確認し、その具体化にあたっては、以下の基準によるべきことを提言する。

- 一 貸出しに関する記録は、資料を管理するためのものであり、利用者を管理するためのものではないことを前提にし、個人情報外部に漏れることのないコンピュータ・システムを構成しなければならない。
- 二 データの処理は、図書館内部で行うことが望ましい。
- 三 貸出記録のファイルと登録者のファイルの連結は、資料管理上必要な場合のみとする。
- 四 貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない。
- 五 登録者の番号は、図書館で独自に与えるべきである。住民基本台帳等の番号を利用することはない。
- 六 登録者に関するデータは、必要最小限に限るものとし、その内容およびそれを利用する範囲は、利用者には十分周知しなければならない。

利用者の求めがあれば、本人に関する記録を開示しなければならない。

ページが表示されました インターネット

⑤そもそもコンピュータ式では記録を消去するべきなのか？

貸出記録を技術的に活用した新しいサービスも登場

- 最新の図書館システム研究では、利用者個人の貸出履歴を使ったサービスの開発が進められている。
- Amazonのように、利用者が借りた本の記録を図書館システムに蓄積し、コンピュータが自動的に「こんな本を借りてみませんか？」と紹介するサービス。
- 開発者の意見によると……
 - ① 暗号化技術により情報が漏洩しても解読できないシステムを作ることは可能。
 - ② サービスを選択制にして、貸出記録を残したくない人は自分でデータを消すことも可能。
 - ③ 本人にのみ貸出履歴の閲覧権限を与えれば、目的外利用問題も起こらない。(図書館員も閲覧できない)
 - ④ 読書相談サービスの場合、図書館員が自分の読書履歴を知ってしまうが、コンピュータが全部やってくれるなら、そちらの方がプライバシーは守られるのではないか？
 - ⑤ AMAZONでできるサービスをなぜ図書館ではできないのか？
 - ⑥ 本人以外には見せない、というルールを作っておけば、個人情報をも有効に活用して良いサービスを提供するという考えをもつべきでは？



こうした技術者の疑問に、学図研はどのように答えるのか？

教員からの要求を断れないから消去する、という発想は専門職としてありえない？
専門職なら断ればよい。



ご静聴ありがとうございました

今後は全国的な調査を計画しています。ご協力よろしく申し上げます。